

駿河湾フェリーのチャーター便を活用した旅行商品等造成支援

1 概 要

駿河湾フェリーを活用した県内周遊の促進を図るため、駿河湾フェリーのチャーター便を活用する旅行者等に対し支援金を交付する。

2 制度概要

区 分	内 容	備 考															
対象事業者	・ 旅行業法の登録を受けている旅行者 ・ 日本国内に主たる事業所を有する企業及び団体 ・ 日本国内に居住する者																
対象経費	駿河湾フェリーのチャーター便の利用に係る経費																
支援額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th><th>支援額</th><th>負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 名以上 60 名以下</td><td>200 千円</td><td>600 千円</td></tr> <tr> <td>61 名以上 80 名以下</td><td>300 千円</td><td>500 千円</td></tr> <tr> <td>81 名以上 99 名以下</td><td>400 千円</td><td>400 千円</td></tr> <tr> <td>100 名以上</td><td>800 千円</td><td>0 円</td></tr> </tbody> </table>	人数	支援額	負担額	40 名以上 60 名以下	200 千円	600 千円	61 名以上 80 名以下	300 千円	500 千円	81 名以上 99 名以下	400 千円	400 千円	100 名以上	800 千円	0 円	定価販売価額： 800 千円(税抜) ※消費税は 補助対象外
人数	支援額	負担額															
40 名以上 60 名以下	200 千円	600 千円															
61 名以上 80 名以下	300 千円	500 千円															
81 名以上 99 名以下	400 千円	400 千円															
100 名以上	800 千円	0 円															
対象期間	令和 8 年 3 月 11 日(水)までに出発する旅行																
支援条件	・ 駿河湾フェリーのチャーター便であること。 ・ 乗船客数が 40 名以上であること。																
事業費	8,000 千円																

3 事務手続きフロー

